

【厚生労働大臣が定める揭示事項】

1. 診療報酬の算定方法に関する基準に基づき、下記の事項を関東信越厚生局長に届け出ています。

2024年11月1日現在

(1) 基本診療料の施設基準

- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 機能強化加算
- ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ・ 歯科外来医療安全加算1
- ・ 歯科外来感染対策加算1
- ・ 外来感染対策向上加算3（連携強化加算、サーベイランス強化加算）
- ・ 医療DX整備体制推進加算
- ・ 外来往診ベースアップ評価料1
- ・ 歯科外来往診ベースアップ評価料1

(2) 特掲診療料の施設基準

- ・ 歯科治療時医療管理料
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ 在宅療養支援診療所（3）（従来型）
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）
- ・ CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 歯科口腔リハビリテーション料
- ・ CAD/CAM冠
- ・ 歯周組織再生誘導手術
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 歯科技工士連携加算1

2. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

3. 地域におけるかかりつけ医機能について

当診療所では「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。相談センターまでお問い合わせください。

- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- 厚生労働省や新潟県ホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

4. 保険外負担について

当院は、以下の項目について、その使用料利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・ その他文書料等保険外給付料金表による料金

※ 上記事項で不明な点は医事課窓口までお問い合わせください。

5. 薬の一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

6. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

7. 医薬品の安定供給について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組をしています。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えています。医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更になる可能性があります。その際は患者様へ説明します。

8. 向精神薬の処方について

情報通信機器を用いて診療の初診においては、向精神薬の処方を行いません。

ゆきぐに大和診療所長